

清風会	あびこ未来	公明党	無所属ネットワーク	緑政
<p>●第3条(1)中の「意思決定機関」の後に加える文言について 「意思決定機関の一員」とする。</p>	<p>●第3条(1)中の「意思決定機関」の後に加える文言について 「議員は」が主語であるので、「意思決定機関の一員」とする。</p>	<p>●第3条(1)中の「意思決定機関」の後に加える文言について 「意思決定機関の一員」とする。</p>	<p>●第3条(1)中の「意思決定機関」の後に加える文言について 「意思決定機関の構成員」とする。 ※構成しているメンバーという観点から</p>	<p>●第3条(1)中の「意思決定機関」の後に加える文言について 「議員は意思決定機関の一員である事を認識しなければならない」</p>
<p>●第5条・第6条の文言について ○第5条 「議会は委員会等の審議過程で市民の意見を聞く機会をつくり、市民の意向を議会に反映することに努めるものとする。」 ○第6条 変更なし</p>	<p>●第5条・第6条の文言について 議会報告会と意見交換会の違いが市民にわかりづらい。市民からみた「市民参加」とはいったい何なのか、わかりづらい。第5条は市民参加と意見交換会を行うことを明記する。第6条は議会報告会を行うことを明記する。 (市民参加と意見交換会) ○第5条 議会は市民の意向を議会活動に反映することができるよう、広く市民の意見を聴取する機会の確保に努めるものとする。 2 議会は市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大に努めるものとする。 (議会報告会) ○第6条 議会は、市民に対し議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について議会報告会を行うものとする。 2 議会報告会に関する事項は、別に定める。 ※この定めの中に、議会報告会は全議員の参加を原則とする、その旨を明記する。</p>	<p>●第5条・第6条の文言について 第6条を第5条にして一つにまとめる。以下の条は、繰り上げ。 (議会への市民参加および議会報告会・意見交換会) ○第5条 議会は、市民に対し議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について議会報告会を行うとともに、多くの市民の声を意思決定に反映させるため、意見交換会等を開くものとする。</p>	<p>●第5条・第6条の文言について ○第5条 議会は、市民の意見及び知見を議会活動に最大限反映させるため、市民が議会活動に参加する機会を確保するよう努めるものとする。 ○第6条 議会は、市民に対し議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について議会報告会を実施し、市民の多様な意見を把握し、意思決定に反映させるため、意見交換会を開くなど、事案に応じて必要なものを用いるものとする。 2 詳細に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>●第5条・第6条の文言について 第5条・第6条の扱いについては、5条の細部詳細(具体的手法)表現として6条を包含するべきである。</p>

<p>●第20条の政治倫理に関する文言について 変更なし</p>	<p>●第20条の政治倫理に関する文言について 高い見識を身につけなければならない。義務規定から努力規定にする方が実態にあうのではないか。 ○第20条 議員は市民の代表として市民の負託に応えるため、高い倫理観が求められていることを深く認識し、良心と責任感を持ってその責務を果たすとともに、品位の保持に努めなければならない。</p>	<p>●第20条の政治倫理に関する文言について 特に罰則規定は記載しない。</p>	<p>●第20条の政治倫理に関する文言について 議員は選挙で選ばれた市民の代表として市民の負託に応えるため、高い倫理観が求められていることを深く認識し、品位・清廉を尊び、高い見識を身につけなければならない。以上の内容を逸脱した言動が見受けられた場合は、別途協議する機会を確保し、しかるべき措置を講じるものとする。</p>	<p>●第20条の政治倫理に関する文言について 政治倫理を事細かに条例までつくって規定する必要はなく、市民の代表である議会人としてその行動品位は、自らの責任において帰結するものである。</p>
<p>●第21条及び第22条の表現について ○第21条について 第2項をの文末を「～しなければならない」とする。 ○第22条について 第2項及び第3項の文末を「～しなければならない」とする。</p>	<p>●第21条及び第22条の表現について 第21条、第22条を「～するものとする。」に統一した方が良い。</p>	<p>●第21条及び第22条の表現について このままの文言でよい。</p>	<p>●第21条及び第22条の表現について 原案通り「ものとする」で統一する。</p>	<p>●第21条及び第22条の表現について 議員報酬は、第22条では逆に文章を読みとれば、公聴会も参考人制度も活用する必要性までふみ込んでいないので、全ては議員の判断に帰結する恐れがある。議員定数と同じ様に市民の意向を把握する旨、能動的表現にすべきである。</p>
<p>●全体を通してわかりやすい、やさしい表現にすることについて 逐条解説で図解等でわかりやすくする。</p>	<p>●全体を通してわかりやすい、やさしい表現にすることについて ○市民が親しみやすい表現にしたい。過去に行ったように中学生の意見を聞くなどした方が良いのでは。 ○逐条解説は「～ます調」に統一し、簡潔にわかりやすくまとめてほしい。</p>	<p>●全体を通してわかりやすい、やさしい表現にすることについて 政策法務にも確認してもらう。その上で逐条解説等のきちんとした説明を加える。</p>	<p>●全体を通してわかりやすい、やさしい表現にすることについて 逐条解説でしっかり書き込む。</p>	<p>●全体を通してわかりやすい、やさしい表現にすることについて 逐条解説でしっかり書き込む。</p>